2017.8.25（金）

秋葉幸一さんを守る会　発足集会

（１）開会挨拶

（２）経過報告と趣旨説明

（３）秋葉さんからの訴え

（４）担当弁護士　吉永雄二さんから
今回の刑事訴追の問題点や今後のたたかいの見通し、そこで果たす「守る会」の役割などについて

（５）質疑

（６）「守る会」発足と要請書について（別紙）
・会則などの承認
・要請書の承認
・幹事、及び代表者選出について

（７）活動提起
①「守る会」の会員を増やす。会員にならないが趣旨に賛同してくれる方には募金を訴える。
②マスコミに訴える（記者会見をもつ）
「本人に取材して、正確な情報を市民に知らせよ」
「守る会」が発足したことを新聞社に伝える。
③千葉地検への要請行動
時期や方法は後藤弁護士、吉永弁護士のアドバイスを受ける。
④その他

（８）閉会の挨拶

「秋葉幸一さんを守る会」への入会と募金のお願い

秋葉幸一さんを守る会

2016 年 3 月、秋葉幸一さんは千葉県立高校教員を退職して丁度一年が経とうとしていました。前年の９月に強行採決された「安全保障関連法」に、憲法が壊され、日本の平和が脅かされる危機感を覚え、当時自宅のパソコン内に残っていた卒業生のデータから、自分が直接関わっていた 335 人の教え子宛に、安保関連法廃止の署名への協力を依頼しました。

18 歳選挙権が適用される参議院選挙も近づいていた時期です。秋葉さんは、卒業生に宛てた署名依頼文の末尾に「18 歳選挙権に伴い国政選挙に行かれることを期待します。・・・・夢を信じて、自分のために大切な一票を投じてください。あなたの幸せはあなた自身の力で勝ち取ることを念じています」と記しています。自分自身のために政治に関心を持って欲しいという秋葉さんの、教え子へ向けた思いのこもった一文です。

これに対して、千葉県教育委員会（県教委）は 1 年以上も経った 2017 年 5 月に秋葉さんの行為が千葉県の個人情報保護条例（第 63 条）に違反しているとして刑事告発しました。

しかし、秋葉さんは昨年の 5 月 20 日付けで既に処分（勧告）を受けています。また、当人は個人情報を目的外に使用したことについてはそのことを認め、その際、パソコンのデータはすべて削除しました。当人はもちろん、私たちも、上記勧告処分ですっかり決着がついていたと考えていました。

しかし、その 1 年後になって、県教委は秋葉さんを成田警察署に刑事告発し、この 6 月 29 日の早朝、警察官 5 人が秋葉さん宅に踏み込み、パソコン 1 台と関連ファイル 1 冊を押収していったのです。その後、秋葉さんは、計 4 回のべ 10 時間を超える取り調べを受けました。

この間、秋葉さんは警察からの事情聴取に全面的に協力していますが、昨年の秋葉さんの行為は、教え子一人ひとりに対して安全保障関連法の廃止署名をお願いしたものにすぎませんから、個人情報保護条例の意図する「自己や第三者の不正な利益を図る目的」は全くありませんでした。

又、秋葉さんのパソコンにあった生徒情報は、秋葉さんが退職までの 4 年間、パソコンで生徒情報を管理するシステムの構築を担当し、退職後も高校からのシステムへの問い合わせに対応する必要があった為そのまま所持していたものです。意図的に持ち出したものではありません。

今、秋葉さんは、「今回のことで教え子の皆さんが政治に対して萎縮したり、関心を失うことがないようにしてほしい、それが一番の願いです」と話しています。

今後は、千葉地方検察庁での取り調べがあり、そこで検察庁の判断が下されます。私たちはこれまでの理由から、まずは検察庁に対して「秋葉幸一さんを起訴しない」ことを求めて要請書を提出します。仮に起訴された場合は裁判で無罪を勝ち取るために活動します。

連絡先：吉岡秀樹　成田市和田 141　（tel　0476-22-4190）

「秋葉幸一さんを守る会」会則

第1条　会の名称を「秋葉幸一さんを守る会」とし、略称を「守る会」とします。

第2条　会は秋葉幸一さんの不起訴を勝ち取るために様々な活動をします。仮に起訴された場合は裁判で無罪を勝ち取るために活動します。

第3条　会は目的に賛同する個人・団体によって構成します。

第4条　会は運営のために、次の役員を置きます。

代表１名、幹事若干名（幹事１名は会計も兼ねます）

第５条　会の事務局を代表者宅に置きます。

第６条　会費は、年度会費１口 1，000 円とし、会の運営及び弁護士費用などに充てます。

2　本会の会計年度は、8 月から翌年の 7 月とします。

第７条　会の総会は、年１回（8 月）開催します。ただし、必要がある場合は臨時総会を開催できます。

付則　この会則は 2017 年 8 月 25 日施行します。

切　り　取　り　線

私は「秋葉幸一さんを守る会」の趣旨に賛同し、入会します。

年　　月　　日

氏　　名	
住　　所	
会　　費	口　　円を添えて入会します

上記個人情報は検察庁も含めて、外部に出すことはありません。また、「守る会」の目的以外には使用しません。

お元気ですか。
成田北高校を卒業して１年。皆さんの担任や化学基礎・物理を担当した秋葉です。

今般、はじめて手紙を送ったのは今話題になっている戦争法（安保関連法）を阻止するための全国２千万人統一署名への協力依頼をお話したかったからです。
私がこんなことをするのは勿論初めてですし、政治そのものもまるで素人です。
しかし学校を去り退職し、政治が身近なものであり、また若い人たちがそれに気づかず大変な世の中になっていくのを傍観しているだけではいけないと思うようになりました。
幸い私には多くの教え子がおり、私がどんな人間か知っている若者がたくさんいます。
多くの署名が戦争のない平和な世の中を存続させてくれると信じています。

署名用紙と返信用封筒と郵便切手を同封しました。
同趣旨・同団体の署名を既にしておらず、趣旨に賛同できるようでしたら
名前と住所を自筆で書いて署名してください。
４月いっぱいで取りまとめ、取扱団体をとおして、５月中に国に提出される予定になっています。
取扱団体が「戦争はいらないネットワーク成田」になっていますが、成田市に住んでいなくともかまいません。すべて住所は県名から書いてください。
更にご家族の方の賛同も得られるならば、一緒に署名していただけると幸です。
郵便切手を返信用封筒に貼り投函してください。（署名用紙のＦＡＸは無効です）

趣旨に賛同し署名したいが下宿等で本人が自筆で書けない場合は、本人の承諾があれば代筆が可能です。
賛同できず署名できない場合は破棄してください。
尚、切手は使えますので何かしらの用に足してください。

最後に、１８歳選挙権に伴い夏の国政選挙に行かれることを期待しています。
はじめての選挙。これから世の中とどう関わっていくかの分岐点だとも思います。
夢を信じて、自分のために大切な一票を投じてください。
あなたの幸せはあなた自身の力で勝ち取ることを念じています。

〒 286-0122　千葉県成田市大清水１９１－１１
秋葉　幸一
tel　0476-40-5073　（080-8425-8488）
e-mail　akiba@remus.dti.ne.jp

昨年4月20日付　東京新聞（共同通信社）

卒業生300人の住所 無断でコピー

「安保法反対署名を」

元教諭が要請の手紙

県立成田北高校

県立成田北高校（成田市）を昨年三月に退職した六十台の元男性教諭が、在職中に無断でコピーした生徒の住所録データを使い、安全保障関連法に反対する署名を求める手紙と署名用紙を卒業生約三百人に郵送していたことが十九日、同校への取材でわかった。

高校側は「大変遺憾。生徒の個人情報の取り扱いについて教職員らに指導を徹底したい」としている。

同校によると、元教諭は今年三月、担任として関わった卒業生らに「安保法に反対する人に賛同いただきたい」などとする手紙を、署名の記入用紙を同封して郵送した。

卒業生の保護者から連絡があり、判明した。高校側が事情を聞いたところ、元教諭は「若い人に安保法について考えてほしかった」と話したという。住所録データは、在職中に高校のパソコンからUSBメモリーにコピーし、持ち出していた。同校はデータを既に削除させたとしている。

教職第１６５号

平成２８年５月２０日

秋葉　幸一　様

千葉県教育委員会教育長　内藤　敏也

個人情報の無断持ち出し及び目的外使用について（勧告）

県教育委員会は、これまでも個人情報の管理の徹底等について、厳しく指導をしてきたところです。

しかしながら、あなたは、千葉県立成田北高等学校に在職中の平成２３年度末から平成２６年度末までの間、校外への持ち出しが厳禁とされている生徒の入学者選抜に係る重要情報を含む、生徒の個人情報を管理職の許可なく校外に持ち出しました。

さらに、退職後の平成２８年３月２２日（火）頃、持ち出した同個人情報を目的外に使用し、同校の卒業生３３５名に対し、私事に係る文書を送付しました。

このことは、あなたが教育公務員であれば、懲戒処分に相当する行為であり、当時の校長については、このことに対する監督責任として、本日付けで厳正な処分が行われました。

公務員の倫理が厳しく問われ、県教育行政に対するより一層の理解と信頼を得る必要のある中で、あなたがこのような行為を行ったことは極めて遺憾です。

今後は、あなたが教育公務員であったことを十分自覚・自戒し、職務上知り得た秘密を漏らしたり、個人情報を目的外に使用したりするなど、県民の学校教育への信用失墜につながるような行為をしないよう勧告します。

個人情報が家にあった訳　　被疑者　秋葉 幸一

退職１年後に生徒個人情報が私の家のコンピュータ内にあった訳をお話します。
まず個人情報の内訳ですが、平成２３年度入試から２６年度の全生徒の第１学年から第３学年までの３年間にわたる全情報、つまり入試処理（学検)、各学期ごとの成績処理、進路希望調査、生徒個人カード、指導要録、３年次は調査書、卒業生台帳等、生徒に関わる情報はほとんどすべてです。

私は平成２２年度春から２６年度末の５年間、成田北高等学校にお世話になりました。
初年度を除き４年間の担任、弓道部の創設。そして成田北高校にシステムと呼べるものを作り上げたと自負しています。
システムとはデータの一元化により先生方の業務効率を上げ、データの共有により生徒理解を高めるものです。
又、本来のシステムはコンピュータスキルを問うものではないはずです。
誰もが（先生）簡単にそして間違いなく入力でき、その集合体として１つの業務が完成するものでなければなりません。
そのためには１つ１つの処理をプログラムとして記述しておかなければなりません。
私はそのようなことを（マクロ開発）仕事としてきました。
マクロプログラムの開発に生のデータは必要不可欠です。
私の家にあった個人情報とはマクロプログラムを検証するための生データ群であり、データファイルそのものでもなければそれを紙媒体にした住所録でもありません。

一方、マクロ開発には集中力が必要です。
普段は通常業務が終わり、部活指導も終えた夜の７時頃から始めます。
一人物理準備室のコンピュータでマクロの検証をし、翌日になってしまうこともありました。休日出勤も出来ますが、一人暮らしの私には家で仕事をすることも許されます。
いつしか物理準備室のコンピュータにUSBメモリを差し込みデータ及びマクロをコピーして家でもマクロ開発をするようになり、常態化しました。

退職時において、家にあったシステムを消去しようとは考えませんでした。
私が退職しても学校では相変わらずこのシステムを使用する以上、何か不具合があったら私が直さなければならない責任があったし、事実このシステムの引継ぎは在職時には終わらず、退職後学校に行ったこともあり、当時の管理職（教頭）も黙認しています。
個人情報が私の家に退職後もあることは成田北高校のシステム維持には必要だったのです。・・・個人情報である住所を署名運動に使うまでは。(2016.3.22)
一昨年の９月(2015.9.19)、安保関連法案があんな形で決議されてしまわなければ、決して個人情報を使って廃案のための反対署名運動などしなかったでしょう。

産経新聞5月25日

生徒の個人情報悪用
元教諭を刑事告発へ
県教委

県立成田北高校の男性元教諭(62)が、在校生の個人情報を無許可でコピーして悪用、「安保法制反対」の署名を呼びかける手紙を送っていたことが分かった。県教委は24日、元教諭を近く県個人情報保護条例違反罪で県警に刑事告発することを明らかにした。

県教委によると、元教諭は同校に勤務していた平成24年3月から27年3月ごろの間に、生徒の住所など個人情報2192人分を、同校の共有サーバーから個人のUSBメモリーに不正コピーしていた。

元教諭は退職後の28年3月22日、卒業生335人に対し、安全保障関連法案への反対署名を求める文書の送付に不正利用したという。

卒業生から問い合わせがあり、発覚した。

朝日新聞5月25日

前略

このほか、昨年3月、定年退職の間際に持ち出した生徒の個人情報を使い、安全保障関連法への反対署名を求める封書を送付した県立成田北高校の元教諭の男性（62）を、県個人情報保護法条例違反容疑で成田署に近く告発すると発表した。

千葉日報5月25日

生徒名簿、署名活動に転用
元教諭の告発決める

県立成田北高校の60代の元男性教諭が在職中に無断で持ち出した生徒名簿を使い、退職後、卒業生に安保法反対の署名を求める手紙を送った問題で、県教委は24日、元教諭を県個人情報保護条例違反の疑いで県警に告発すると決めた。

県教委は「目的外使用で、生徒や保護者らの信頼を損なった。」としている。該当する罰則は1年以下の懲役か50万円以下の罰金という。同問題は昨年4月に発覚。退職後のため教員としての処分は受けていない。

毎日新聞5月25日

前略

また県教委は24日、県立成田北高校の元教諭の男性が在任中に生徒住所録を持ち出し、安全保障関連法の廃止を求める署名を募る郵便物を送付したとして、男性を県個人情報保護条例違反の疑いで県警に告発する方針を決めた。

読売新聞5月25日

生徒の情報持ち出し
元教諭を刑事告発へ
県教委

県立成田北高校の元教諭の男性（62）が在職中に生徒の個人情報を持ち出し、卒業生335人に安全保障関連法廃止の署名を求める封書を送った問題で、県教委は24日、元教諭を県個人情報保護条例違反容疑で成田署に刑事告発すると発表した。近く告発状を提出する。

発表によると、元教諭は2012年3月～15年3月、同校の管理職の許可を受けずに生徒の個人情報をUSBメモリーにコピーし、自宅のパソコンに保存、16年3月、署名を求める封書を送った疑いがあるという。

千葉県個人情報保護条例

（平成 5 年 2 月 18 日千葉県条例第 1 号）

[沿革]平成 7 年 10 月 13 日条例第 64 号、12 年 3 月 24 日第 16 号、12 年 12 月 8 日第 65 号、第 77 号、17 年 2 月 22 日第 17 号、19 年 7 月 10 日第 44 号、21 年 3 月 6 日第 14 号、27 年 3 月 20 日第 19 号、27 年 10 月 30 日第 57 号、28 年 3 月 25 日第 15 号、29 年 4 月 25 日条例第 21 号改正

目次

第 1 章総則（第 1 条―第 6 条）

第 2 章実施機関が取り扱う個人情報の保護

- 第 1 節個人情報の取扱い（第 7 条―第 14 条）
- 第 2 節個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第 15 条―第 45 条）

第 2 章実施機関が取り扱う個人情報の保護

・ 第 3 節審査請求等（第 46 条―第 50 条）
・ 第 4 節他の制度との調整等（第 51 条・第 52 条）
第 3 章事業者が取り扱う個人情報の保護（第 53 条―第 58 条）

第 4 章雑則（第 59 条―第 61 条）

第 5 章罰則（第 62 条―第 67 条）

第 5 章罰則

第 62 条実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 12 条第 1 項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者の当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務として個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物のうち、当該公の施設の管理の業務に係る特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した物をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

第 63 条　　前条各項に規定する者が、それらの業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。